

令和6年度イノベーション創出事業終了後の手続き

事業終了後、提出していただく書類は「①実績報告書」と「②経過報告書」の2種類です。

①実績報告書

「実績報告日、添付書類等、1 補助金額、6 経費配分、7 実績報告」を記入してください。(1～3枚目)

計画したものを購入し、支払が終了した時点で提出は可能ですが、なるべく一回以上使用した結果を含めて報告してください。

提出期限は、令和7年2月10日 県漁連必着です。

必ず計画書作成時と同じ支援チームに相談のうえ、郵送にて提出してください。請求書・領収書・写真・その他必要書類も添付してください。

②経過報告書

「8 目標の達成に向けた計画」(4枚目)の経過報告書部分を記入してください。

令和6年度(令和6事業年度)の収支が確定次第、速やかに提出してください。

実績報告書と同時に提出する必要はありません。

実績報告書の提出期日に間に合うようならば、同時に提出して構いません。

令和6年度の経過報告の最終期日は令和7年11月30日です。

令和6年度に申請した補助金の経過報告書を5年間(令和10年度の報告まで)毎年提出しない場合は、令和7年度以降、この補助金を受けることが出来なくなります。ご注意ください。

③申請時から金額が変更した場合

補助対象経費の増額、補助金充当額の20%を超す減額の場合は、変更申請と、見積書の再提出が必要となります。支援チームに相談してください。

④実績報告書・経過報告書提出先

〒420-8666 静岡市葵区追手町9番18号
静岡県漁業協同組合連合会 イノベーション 担当

詳しい作成方法は、「イノベーション創出事業実績報告書 記入方法」に記載しております。